

別紙

公開概要書

受付日	7月28日	回答日	8月10日	担当課	環境衛生課 都市整備課
意見等の内容	管理中の墓地区画に他者が墓地を新設することについて 集合墓地の中に有している管理区画のうち、お墓が建立されていない区画に他者のお墓を新設することができないか。				
回答の内容	<p>墓地新設に当たっての经营主体は地方公共団体が原則で、それ以外は宗教法人または公益法人等に限られており、個人の場合は山間等で近くに地方公共団体等が経営する墓地が全くないなど、限られた場合のみ例外的に認められることがあります。</p> <p>今回の場合、墓地新設に当たって特別な事情があるか否かについては、担当課である環境衛生課が墓地を新設しようとする方に直接ご事情を伺わせていただきます。</p> <p>墓地は何代にも続いて管理運営されていくものであり、土地は自己所有が原則とされています。当該の集合墓地の場合は登記内容が「複数名の共有名義」となっており、相続登記がなされていない状況ですので、まず相続登記をしなければ土地の所有権移転登記はできません。そのため、現状のままでは、対象の区画における他者のお墓の新設について許可することは困難です。</p>				